

◆ 色彩の基準値及び推奨値

- ・各表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721(マンセル表色系)に基づくものとします。
- ・表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外します。
- ・景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外します。

■ 基準値(景観形成基準)

表1.建築物の外観

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

※各面の見附面積の10%以内のアクセントカラー(強調色)は、適用を除外する。

表2.工作物の外観

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

■ 推奨値(望ましい建築物の色彩)

表3.望ましい建築物の色彩

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
推奨値	彩度4以下 かつ明度7以上	彩度3以下 かつ明度7以上	彩度2以下 かつ明度7以上

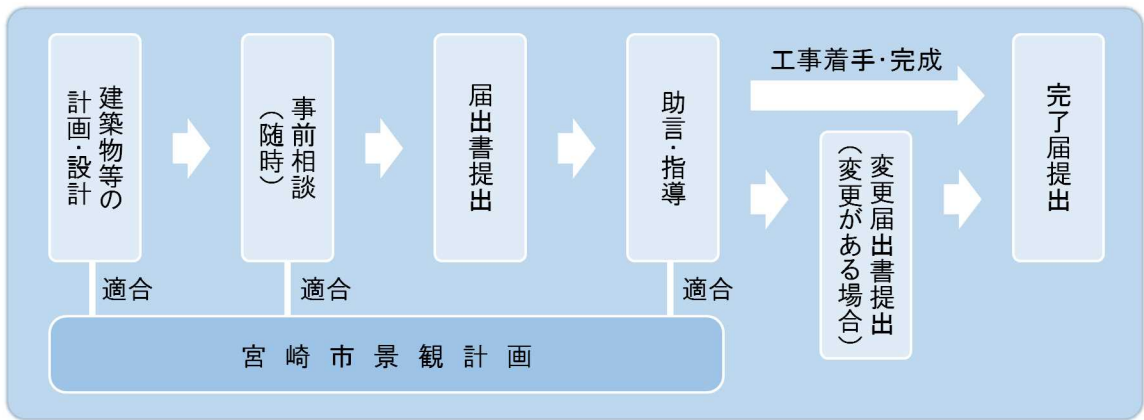
◆ 重点景観形成地区における届出について

地区内で下記の行為を行う場合は、規模に関わらず工事等着手の30日前までに市長への届出が必要です(届出提出部数:1部)。届出にあたっては、あらかじめ都市計画課に事前相談をしてください。
なお、屋外広告物については、別途、宮崎市屋外広告物条例に基づく許可申請が必要となる場合があります。

■ 届出対象行為

- (1) 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(太陽光発電設備を設置する場合も含む)
- (2) 工作物(太陽光等の発電設備等を含む)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- (4) 土地の形質の変更【(3)の開発行為を除く】
- (5) 木竹の伐採又は植栽
- (6) 屋外広告物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

■ 届出の流れ



《高千穂通り地区》 重点景観形成地区 宮崎市景観計画

◆ 景観形成方針及び区域

■ 景観形成の基本目標

- (1) 観光宮崎の陸の玄関口にふさわしい景観の形成
- (2) 中心市街地として魅力ある都市空間の形成
- (3) 身近で親しみのある美しいまちなみの形成

■ 公共施設に係る景観形成に関する方針

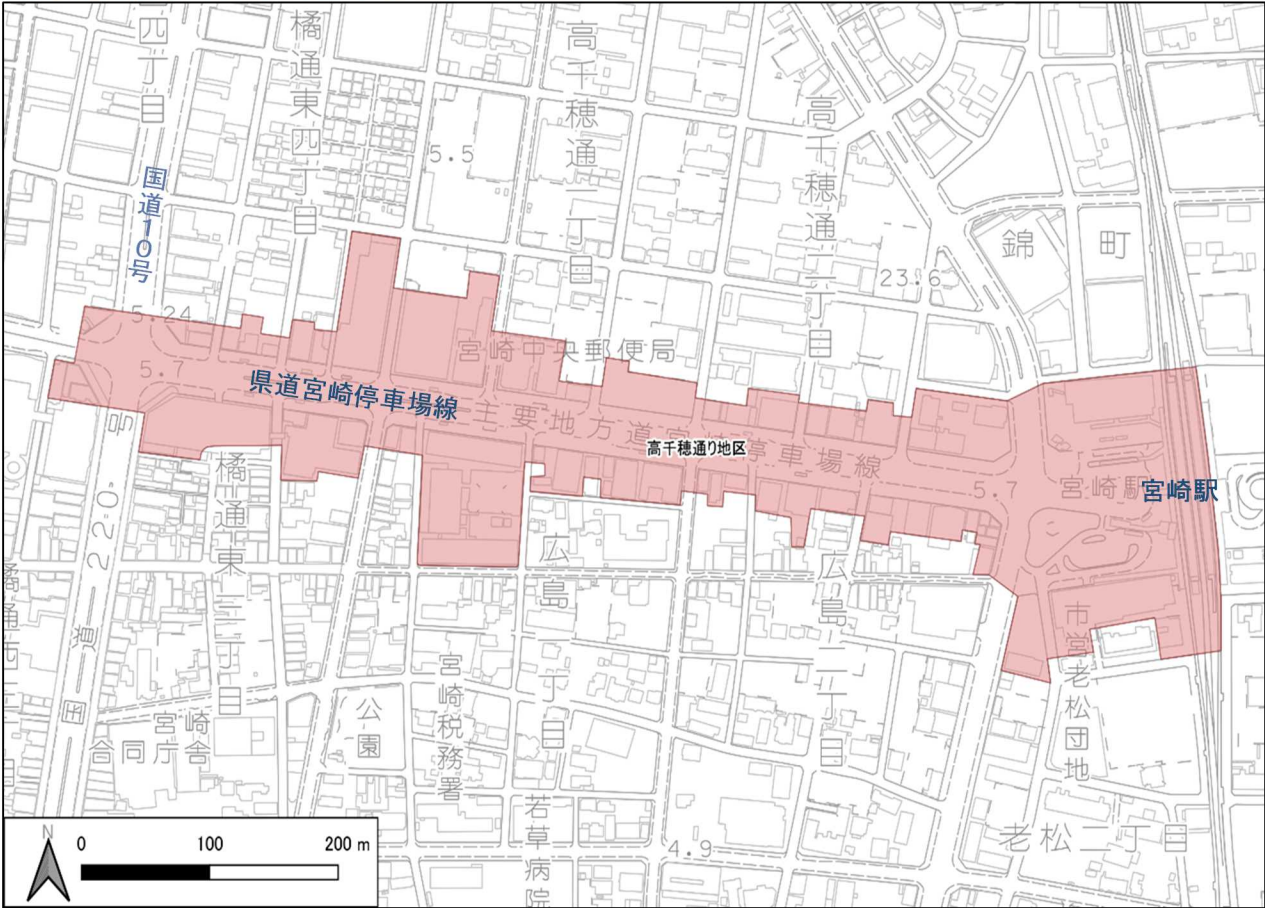
- 街路樹、植栽、噴水などシンボルロードに調和したアメニティあふれる道路景観と、安全で快適な歩行者空間を確保する。

■ 整備方針

- 建築物のスカイラインを整え、都会的な沿道景観の形成を行う。
- 「にぎわい」「やすらぎ」「ときめき」など、人を引きつける表情豊かな景観の形成を行う。
- ライトアップや閉店後の照明等による「夜の景観」づくりを行う。
- 沿道に調和した植栽、花壇等により、四季の移り変わりを積極的に演出する。
- 既存建築物等については、より良い景観形成のため周辺への配慮を行い、維持管理を徹底し景観の向上に努める。



◆ 重点景観形成地区に定める土地の区域(高千穂通り地区)



※届出対象行為のうち、県道宮崎停車場線、国道10号及び宮崎駅西口駅前広場から容易に望見されることができない行為は、重点景観形成地区としての届出等の適用除外とする。

◆ 景観形成基準・配慮事項

建築物や工作物等の新築等においては、次の景観形成基準や配慮事項に基づき必ず検討し、計画・設計していただきますようお願いします。景観形成基準に適合しない場合は、景観法に基づき勧告や変更命令の対象となる場合があります。

■ 建築物の景観形成基準

項目	景観形成基準
色彩	● 外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、表1の基準により制限を行うこととする。
建築物に設置する太陽光発電設備	※ 壁面及び屋根面に太陽光発電設備を設置する場合は建築物の一部とみなし、以下の制限を加える。
	● 太陽光パネル（太陽電池モジュール）の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものとし、光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用する。
	● 架台やモジュールのフレームの色はできるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。
	● 太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。
	● 勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を越えないように設置して屋根と一体化させる。
	● 陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させる。
	● 太陽光発電設備における屋外用パワーコンディショナなどは、建築物と一体化するか、又は、通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなど修景を図ること。
	＜勾配屋根の場合＞ ＜陸屋根の場合＞

■ 工作物の景観形成基準等

項目	景観形成基準等
高さ・形態	● 道路景観軸に位置づけられている道路（県道宮崎停車場線）の路端から300m以内の区域では、航空法第51条の2の規定に基づく屋間障害標識の設置の必要がない高さ又は形態とすること。 ※ 都市計画法第8条第1項第1号で定める商業地域に設置するもの、その他周辺状況等により市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。
色彩	● 外観の基調色（主に用いられる色彩）は、表2の基準により制限を行うこととする。
太陽光発電設備	色彩
	● 太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。
	● 太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用する。
	配慮事項
	● 尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。 ● 歩行者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退し、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。 ● 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。 ＜例示＞

■ 開発行為等の景観形成基準

項目	景観形成基準
開発行為・土地の形質の変更	● 造成を伴う土地の形質の変更は、最小限とし周囲は十分な緑化を行うこと。 ● 擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。
木竹の伐採又は植栽	● 道路に面する部分ではできる限り伐採を避けるよう努めること。 ● 植栽にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定等に努めること。

■ その他配慮事項

項目	配慮事項
建築物等	規模
	壁面の位置
	色彩及び形態
工作物	● 工作物等の色彩、前面のデザイン等については、周辺の街並みとの調和に配慮する。
その他	● 自動販売機は、建築物内に収納するなど、設置個所に留意する。 ● 前面道路等に面する部分に物品を集積、貯蔵してはならない。 ● 工事中の仮囲いは、周囲の景観に配慮したものとする。
広告物	● 広告物は、景観を阻害しないよう設置場所、形態等に留意し維持管理を徹底する。 ● 商業目的で、常設の「旗・のぼり」を設けてはならない。 ● 窓面広告（内側から掲出するものも含む。）は周囲の景観に配慮したものとする。

中心市街地における美しい景観のイメージ

